

100年後も行動理念は変わらない



一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）理事長、
著作権協会国際連合（CISAC）理事、同理事会副議長

浅石 道夫

「失われた10年」を乗り越えて

私が理事長に就任した2016年6月当時、JASRACの使用料徴収額・分配額は伸び悩んでいました。私はこの低迷期を「JASRACの失われた10年」と称しています。

2008年に起きたリーマンショック、2009年に公正取引委員会から受けた「排除措置命令」、またその命令の取り消しを求める同年の「審判請求」申立て、さらに2011年に発生した東日本大震災の影響などが続いたことが、業績低迷の一因になっていました。私は早期に問題を解決し、本来の著作権管理業務に専念することが業績回復につながると考え、理事長就任の3か月後に審判請求取下げを決断しました。

その後、職員一丸となって著作権管理業務に注力した結果、2018年度の使用料徴収額および分配額はJASRAC史上第2位の業績を記録しました。

二つの意味で重要なテーマとなる「国際化」

80周年を迎えたJASRACの重要なテーマの一つが「国際化」です。我々は日本の音楽市場に大きな危機感を抱いています。世界第2位の音楽市場がもたらす内需だけでやっていける時代は終わり、さらなる国際化への取り組みが急務です。

我々の目指す「国際化」には、もう一つの側面があります。それは急成長を遂げるアジアの地で著作権管理の環境整備を支援することです。

我々も1951年におけるASCAPとの管理契約を皮切りに、欧米の主要団体との相互管理契約締結が、管理事業飛躍の契機となりました。さらに、職員を欧米の主要団体に派遣させて著作権管理のノウハウを学んだことが、管理事業の足場を固めたと考えています。

その“恩返し”をアジア諸国に対して行うことを当然の務めと考えます。アジア諸国にJASRACに匹敵

あるいは凌駕する管理団体の創設を支援し、適正な徴収分配が行われる環境を整備すれば、現地の管理団体だけではなくJASRACにも国内の権利者にも著作物使用料が分配されることになり、Win-Win-Winの関係になると考えるからです。

JASRACの挑戦～二つのエンジン

これまでJASRACは、著作権管理事業というエンジンを駆動させてきました、これからは「音楽文化の普及発展に寄与する」というJASRACの目的をより一層達成させるために、「委託者共通の目的にかなう事業」という二つ目のエンジンの駆動に挑戦します。

作家の信託財産の一部を基金として著作権思想の普及、音楽文化の振興、国際的な研修・交流事業などを実施することについて、社員総会の決議を得ました。

コピーライトからオーサーズライトへ

2019年5月、東京で35年ぶりに開催されたCISAC総会で、世界最古の音楽著作権管理団体であるフランスSACEMのジャン・ノエル・トロンCEOが「今まで使われていた“Copyright”には財産的価値を守るという意味があるが、本来我々が守らなくてはならないのは“Author's right”（創作者の権利）であり、文化である」と発言しました。

そもそも著作権とは、フランス革命で市民が命を賭して王侯貴族から勝ち取った最も尊い権利の一つと言われていました。誰もが等しく持つ人権なのです。ところが、日本では今も無許諾で楽曲を利用する行為が横行しています。その背景には、楽曲の不正利用が人権侵害にあたるという基本理念が浸透していないことにあります。その基本理念の浸透こそ、我々JASRACに課せられた重要な使命だと考えます。

1958（昭和33）年に公募で選ばれた「人に人権 音

楽に著作権」という標語を、2018（平成30）年に改めて打ち出した背景には、我々自身も原点に立ち返る必要があるとの自戒も込められています。

JASRACの行動理念は変わらない

80周年を迎えJASRACはどこへ向かうのかという質問に対し、我々は一貫して「過去も現在も未来も一切変わらない」と答えています。

そのルーツは、1847年のパリ・シャンゼリゼ通りのカフェ・コンセル「アンバサドル」で、創作者が、自分の楽曲が無断で演奏されていることを事前に確認し「演奏の対価を支払わなければ飲食代を支払わない」と店主に申し立てた事件にあります。これを店主が拒否したため、創作者は裁判を起し勝訴したのです。特筆すべきは、すでにこの時点で、演奏者ではなく、店舗の経営者に著作権手続きの責任を求めるといふ、今日の規範的利用主体論が採用されていることです。この後、彼らはSACEMを立ち上げました。

JASRACの業務は、この170年前のエピソードのエッセンスと基本的には変わっていません。ブロックチェーンやAI（人工知能）など新技術導入を研究していますが、無許諾の音楽利用を適正化するには、店舗のような閉ざされた空間に客として入店し音楽利用を把握する実態調査、利用主体の特定および利用主体との交渉、さらに交渉がまとまらない場合の司法救済、その後の楽曲利用に係る対価の収受および権利者への分配などは、現在も全く変わっておりません。

80年を振り返ると、JASRACは常に時代と社会に向き合い、著作権の保護、利用者にとっての著作物利用の利便性の確保に力を尽くしてきましたが、JASRACの行動理念自体は、80年経った今も変わらず、100年後も変わらないことを確信しています。